

## 令和3年度イノベーション創出強化研究推進事業の公募に関するQ & A

※表中の質問ならびに回答は、昨年度の説明会や今年度の公募予告以降にメールでの問い合わせの中で多かったものを中心に編集したものです。

| 分類                       | 質問内容  | 回答   |
|--------------------------|---|--|
| 各研究ステージの内容について           | 令和3年度の公募では、各研究ステージがステージ内で型により細分化されているが、それぞれの型の内容はどのようなものか。                      | 令和3年度の公募では、応募しようとする研究ステージの選定をわかりやすくするため、各研究ステージに型を設定しています。内容は以下のとおりです。<br>①基礎研究ステージ：従来の基礎研究型に加えて、チャレンジ型を新設しました。チャレンジ型は研究期間が1年です。<br>②応用研究ステージ：マッチングファンド方式で民間企業の参画が必須となる産学連携構築型とマッチングファンド方式が必須でない基礎研究発展型を設定しました。<br>③開発研究ステージ：マッチングファンド方式で民間企業の参画が必須となる実用化研究型及び開発技術海外展開型、マッチングファンド方式ではない現場課題解決型を設定しました。 |
|                          | 基礎研究ステージのチャレンジ型の研究期間は1年だが、研究終了後はステージ移行等で研究を継続することは出来るのか。                        | 研究終了後に実施する移行審査にエントリーしていただき、採択されれば基礎研究型へ移行（研究期間は2年）が可能です。   |
|                          | 開発研究ステージの開発技術海外展開型で、海外で展開する際の市場調査や現地における開発、実証試験の支援としているが、対象となる技術等はどのようなものか。     | 開発研究ステージの開発技術海外展開型は、これまでの提案公募型事業や「知」の集積と活用に場の研究開発プラットフォーム等で開発されて実用化している研究成果で、海外に展開可能な研究成果の実証試験等を支援するものです。  |
| 「知」の集積と活用の場プラットフォームからの提案 | 「知」の集積と活用の場のプラットフォームからの提案への優遇措置を受けるためには、応募する研究グループの構成員全員がプラットフォームに入っている必要があるのか。 | 申請時点で研究グループの構成員全員が研究開発プラットフォームに参画していることが必要となります。<br>プラットフォーム構成員の追加については、「知」の集積と活用の場産学官連携協議会事務局まで届け出の上、受理されていることが必要となりますので、御注意ください。   |
|                          | 協力機関も「知」の集積と活用の場のプラットフォームに参画している必要があるのか。  | 研究グループの構成員でない協力機関については、「知」の集積と活用の場のプラットフォームに参画している必要はありません。  |
|                          | プラットフォームの設立をしたいが申請から受理にどれくらいの時間が掛かるのか。  | 届出の審査には最短でも1週間程度の時間を要します。また、届出の内容に不備があった場合、受理されず差し戻される場合があるため、申請は余裕を持って行ってください。  |
|                          | 届出が受理されたことは、どのように確認したらよいか。  | 受理された研究開発プラットフォームについては、協議会ウェブサイトに一覧が掲載されるのでそちらでご確認ください。なお、一覧については、事業の公募締切に合わせてホームページに掲載されている名簿を更新するので、その時点で一覧に掲載されている研究開発プラットフォームが加算の対象となります。名簿の更新等については、「知」の集積と活用の場のホームページ（会員サイト）もご覧ください。   |

| 分類                       | 質問内容  | 回答   |
|--------------------------|---|--|
| 「知」の集積と活用の場プラットフォームからの提案 | <p>「知」の集積と活用の場のプラットフォーム間で連携し、Aプラットフォーム構成員とBプラットフォーム構成員で研究コンソーシアムを形成し、応募する際はどうか。</p> | <p>このような場合は、いずれか一方の研究開発プラットフォームに、研究コンソーシアムとして想定している構成員が全て参画いただいた上で、当該プラットフォームからの提案として応募してください。<br/>活動実績については、提案を行った研究開発プラットフォームの実績を記載いただくこととなります。</p>  |
|                          | <p>研究開発プラットフォームの活動状況は、どのように審査するのか。</p>  | <p>研究開発プラットフォームにおける、以下の活動状況について確認することになりますので、活動実績は漏れが無いよう記載してください。<br/>① 「知」の集積と活用の場産学官連携協議会主催のセミナー等への参加状況<br/>② 研究開発プラットフォーム主催のセミナー等の実施状況及び研究開発プラットフォームにおいて権利化した成果の件数</p>   |
|                          | <p>「知」の集積と活用の場の活動状況の加算について、A、B、Cのそれぞれの点数を教えてください。</p>                               | <p>「知」の集積と活用の場の加算ポイントについては、研究開発プラットフォームの活動状況を踏まえ、以下のとおり加算を行います。<br/>【1次（書面）審査】<br/>A評価：10点<br/>B評価：5点<br/>C評価：1点<br/>【2次（面接）審査】<br/>A評価：10点（※5点）<br/>B評価：5点（※3点）<br/>C評価：1点（※1点）<br/>※括弧内は応用研究ステージ（基礎研究発展型）及び開発研究ステージ（現場課題解決型）に応募する場合の加算ポイントとなります。</p> |
|                          | <p>令和3年度の公募では「知」の集積と活用の場の活動状況は、「令和元年1月移行の活動状況」の記載となっているが、2年分の活動状況を記載するのか。</p>       | <p>そのとおりです。令和2年度はコロナ禍でセミナー等の開催が十分に出来なかったことから、2年分の活動状況を記載してください。</p>  |
|                          | <p>研究を行う研究者個人がプラットフォームに入っていればいいのか、当該研究者が所属する組織としても入っている必要があるのか。</p>                 | <p>研究者個人が研究開発プラットフォームに参画していればかまいません。</p>   |
|                          | <p>研究グループの構成員全員が研究開発プラットフォームに参画しているために必要なことはなにか。</p>                                | <p>研究グループの構成員全員が研究開発プラットフォームに参画しているためには、研究統括者及び研究分担者の全員が①、②のいずれかに該当している必要があります。<br/>①所属機関（部局）が、P F構成員（法人・団体会員、特別会員）<br/>②本人が、P F構成員（個人会員）</p>  |

| 分類                  | 質問内容   | 回答   |
|---------------------|--|--|
| マッチング<br>ファンド方<br>式 | <p>令和3年度からマッチングファンド方式<br/>が変更になったが、どのように変更された<br/>のか。</p>  | <p>従前のマッチングファンド方式では、生研支援センター<br/>から民間企業等に支出される委託額の合計額の2分の1<br/>以上を自己負担する方式でしたが、令和3年度からは、民間<br/>企業等が自ら支出する自己負担額の1から2倍まで倍率を<br/>乗じた額を上限として、生研支援センターから当該民間企<br/>業に対し委託費を支出することとしています。<br/>マッチング倍率は応募時の民間企業等の資本金により以<br/>下のとおりです。<br/>① 資本金10億円以下、または設立から10年以内の民<br/>間企業等は、自己負担の2倍以内までの開発経費を支出<br/>② 資本金10億円を超え、かつ設立から10年を超える<br/>民間企業等は、自己負担の1倍以内までの開発経費を支出</p> |
|                     | <p>民間企業等が参画する場合は、マッチン<br/>グファンド方式が必須となるのか。<br/>応募の段階で民間企業の参画が決まら<br/>ず、マッチングファンド方式で応募出来な<br/>かった場合、採択後に研究期間の途中から<br/>研究計画を変更して民間企業が参画しても<br/>かまわないか。</p> | <p>応募の際に研究成果により将来便益を得る民間企業等が<br/>参画していない場合、マッチングファンド方式を取ってい<br/>ない研究課題については、マッチングファンド方式が必須<br/>である「産学連携構築型」、「実用化研究型」及び「開発<br/>技術海外展開型」には応募出来ません。<br/>また、マッチングファンド方式が必須でない型に民間企<br/>業が参画する場合は、提案書の様式1の「(3) マッチン<br/>グファンドの自己負担の対象ならない民間企業等とその理<br/>由」に理由を記載してください。なお、採択後、研究期間<br/>の途中で参画については、研究期間中の評価等で生研支<br/>援センターから求められる場合を除き、要件違反となるの<br/>で認められません。</p>  |
|                     | <p>応用研究ステージ（産学連携構築型）及<br/>び開発研究ステージ（実用化研究型・開発<br/>技術海外展開型）のマッチングファンド方<br/>式の自己負担額に応じた加算は、研究期間<br/>全体の自己負担額の合計額で加算されるの<br/>か。</p>                         | <p>応用研究ステージ（産学連携構築型）及び開発研究ス<br/>テージ（実用化研究型・開発技術海外展開型）のマッチン<br/>グファンド方式の自己負担額に応じた加算は、1年間の自<br/>己負担額に応じて加算されます。<br/>・年間500万円以上：5点<br/>・年間1,000万円以上：10点<br/>なお、年度毎の自己負担額が違う場合は、自己負担額の<br/>年間平均額で判断します。</p>  |
|                     | <p>マッチングファンド方式について、民間<br/>企業等からの参画が2年目からでも認めら<br/>れるのか。</p>  | <p>当初からそうした研究計画であれば認められます。ただ<br/>し、研究の途中で民間企業等が参画しなくなった場合、<br/>マッチングファンドの要件を満たさなくなり、委託費の上<br/>限や研究期間が変更となる場合がありますので、注意くだ<br/>さい。</p>   |
|                     | <p>マッチングファンドが適用となる企業と<br/>適用されない企業がコンソーシアムの中で<br/>混在している研究グループの場合、自己負<br/>担額はどのように算定すればよいのか。</p>   | <p>マッチングファンド方式が適用される民間企業等が研究<br/>に必要な自己負担額を決めていただく必要があります。<br/>今年度からはその負担額に対し企業規模等の要件に応じ<br/>た倍率で、生研支援センターから委託費を支出します。</p>   |
|                     | <p>開発研究ステージにおいて、当初は利益<br/>を上げるつもりがなく、自己負担する必要<br/>のない民間企業等として参画したが、その<br/>後、研究成果を活用して利益を上げた場合<br/>は、遡ってマッチングファンド方式が適用<br/>され、委託費の返還となるということか。</p>        | <p>そのとおりです。研究期間の最初まで遡って、委託費を<br/>返還することになります。</p>  |

| 分類                  | 質問内容   | 回答   |
|---------------------|--|--|
| マッチング<br>ファンド方<br>式 | 自己負担の下限はあるのか。  | 自己資金の負担額の下限はありませんが、研究に係る費用を委託費又は自己資金から支出していただきますので、研究を行う上で適切な額を計上してください。   |
|                     | 将来利益を上げる企業が複数参加する場合、加算ポイントの要件（1,000万円以上、500万円以上）は、当該各企業の自己負担額か、それとも当該企業の自己負担総額か。 | マッチングファンド方式は、民間企業等による事業化を促進し、投資を誘発することを目的としておりますので、各企業ごとの負担額の平均に応じポイントを加算いたします。  |
|                     | 委託費上限額に、自己負担額は含まれるのか。  | 委託費上限額に、自己負担額は含まれません。  |
| 応募要件                | 研究分担者の欄には、研究に携わる全ての研究者を記載しなければならないのか。  | 研究分担者とは、中課題及び小課題の責任者や担当者など、研究目標達成に向けて研究上の明確な役割とその実施に責任を有する者となります。<br>名目的に名前を連ねる者や研究補助的な作業を行う者など、研究計画の遂行に関して実質的に責任を負わない者については、記載する必要はありません。   |
|                     | 研究統括者又は研究分担者の所属が、人事異動等で提案時と契約時で変更となる可能性があるが提案可能か。                                | 人事異動後も、研究開発を行うための体制が整っており、知的財産や経理に関する能力・体制を有する機関に所属することが確実であれば提案は可能です。なお、課題提案書には、提案時に所属している機関の情報を記載してください（変更後の研究統括者がすでに決まっている場合は、氏名や変更時期を括弧書きで記載してください）。   |
| 複数の提案               | 本事業に研究統括者又は研究分担者として、複数の課題に応募することは可能か。<br>また、すでに採択されている課題に参画していても応募は可能か。          | 複数課題の応募やすでに採択されている課題に参画している研究者の場合の応募は可能ですが、研究者の effort に注意するとともに、その旨を提案書に記載してください。<br>また、公募要領23頁の「不合理な重複及び過度の集中の排除」に注意をお願いします。   |
| 間接経費                | 間接経費は、委託費上限額に上乗せして計上できるのか。   | 間接経費は各研究ステージの委託費上限額の内数となります。委託費上限額が3,000万円であれば、間接経費を含めて3,000万円以内で提案してください。   |
| 契約                  | 採択された場合、経費を支出できるのは、令和3年4月1日以降ということか。   | 令和3年度公募であっても、委託費から経費を支出できるのは、令和3年4月1日以降ではなく、あくまで委託契約締結日以降の取引に基づく経費です。<br>そのため、委託契約締結日以降に納品がされた場合でも、委託契約日以前の取引（購入契約）であれば委託費から支出することはできませんので、ご注意ください。<br>なお、生研支援センターが受理した委託試験研究実施計画書の提出日から、最大2ヶ月前の日（試験研究計画の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は、採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能であり、契約締結日以前であっても、委託期間開始日以降に発生する試験研究に係る経費は、委託費として計上することを可能とします。 |

| 分類       | 質問内容   | 回答  |
|----------|--|---|
| e-Rad    | e-Radには、コンソーシアムに参画する研究機関及び研究者全員を登録する必要があるのか。 | 研究コンソーシアムに参画し、資金配分を受ける全ての研究機関及び研究者は登録する必要があります。<br>なお、研究コンソーシアムに参画しない協力機関については、e-Radに登録する必要はございません。   |
|          | e-Radに全員の研究者の登録が応募締切までに間に合わない場合はどうすればよいのか。   | e-Radへの登録が間に合わない場合は、研究統括者のみを登録して応募することも可能ですが、間に合わなかった場合でも可能な限り早急に登録をお願いします。<br>その際、e-Radに登録できなかった研究者の研究費は、研究統括者の研究機関にまとめて計上してください。  |
| 備品       | 研究期間内に購入した備品の取扱はどうなるのか。                      | 研究期間中は研究グループの構成員に帰属します。研究期間終了後は、継続使用申請を行い、使用用途が研究目的である場合は、構成員が引き続き使用することが可能となります。   |
|          | 備品の導入については、全て購入してよいのか。                       | 備品の導入に際しては、使用する期間等を考慮のうえ、購入する場合とレンタルやファイナンスリース、オペレーティングリースを比較し、経済性の観点から最適な方法を選択してください。<br>リースの方が経済的であればリースを選択いただくこととなりますが、リース等の選択肢がない場合や購入の方が妥当ということでしたら購入としていただいても差し支えありません。<br>その際には、購入とすることの合理性に関する説明や両者の見積もりを求める場合がありますので、ご準備をお願いいたします。合理的な説明がいただけない場合、差額の返納があり得ます。 |
| 情報管理の適正化 | 別記様式4の情報管理実施体制の項目には何を記載するのか。                 | 研究グループを構成する研究代表機関の情報管理統括責任者及び共同研究機関の情報管理責任者を記載ください。   |
|          | 情報管理統括責任者や情報管理責任者はどのような人を記載するのか。             | すでに情報管理体制が整備されており、社内規則等で情報管理責任者等が規定されている場合は、その者を記載ください。<br>新たに体制を整備する場合は、その機関において、契約の履行に当たり必要な情報を適切に取り扱うことのできる者を記載ください。<br>なお、適切な体制が整うのであれば、研究統括者や研究分担者と同一の者でも構いません。  |
|          | 契約に当たって、何が必要になるのか。                           | 研究代表機関及び共同研究機関における情報管理実施体制を確保していただくとともに、契約締結時までにコンソーシアム規約若しくは社内規則に情報管理体制等を規定してその写しを提出する又は情報管理の実施を遵守する旨を記載した誓約書を提出していただくこととなります。   |

| 分類                   | 質問内容  | 回答   |
|----------------------|---|--|
| 農業AI・データ契約ガイドラインについて | <p>農業AI・データ契約ガイドラインへの準拠が追加された理由はなにか。<br/>また、林業及び水産業はどのように対応すればよいのか。</p> | <p>農林水産省では、知的財産である農業ノウハウの保護とデータの利活用促進の調和を図ることで、農業者等が安心してデータを提供できるよう、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」(令和2年3月 農林水産省。以下「農業AI・データ契約ガイドライン」という。※)を策定しています。<br/>受託者は、本事業で実施する研究活動において農業者等からデータを受領・保管する際には、農業AI・データ契約ガイドラインに準拠し取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくことが必要であり、その内容は実績報告の対象となります。<br/>農業以外の林業、水産業では、準拠を求めていますませんが、農業AI・データ契約ガイドラインも参考に、データ等の利用や適切な利益配分の他、農業者等による事前の承諾無く目的外利用や第三者提供しないこと等について取り決めることを検討して下さい。</p> |
|                      | <p>データの提供に当たり、契約内容の農業者への説明と同意書に署名してもらうことになっているが、なぜ、農業者の同意書が必要なのか。</p>   | <p>農業者等からデータの提供を受ける際には、相手の農業者等とデータの提供に係る合意と契約を締結する必要がありますが、その際に契約内容について農業者が契約内容を理解した上で、契約を締結することが必要と考えており、今回、農業者に対し、データの提供の必要性等を十分に説明していただき、チェックリスト最後にある「同意書」に署名を頂いてください。<br/>なお、農業者の同意書は、チェックリストと一緒に保管し、年度末の研究成果報告書の提出に併せて提出をお願いします。</p>  |
|                      | <p>研究課題で農業者等からデータを受領・保管する際にはどのような手順や確認をすればよいのか。</p>                     | <p>農業AI・データ契約ガイドラインに準拠し取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意をして、契約書を締結して頂きますが、契約書の内容が契約ガイドラインに準拠していることを別紙のチェックリストで確認することと、農業者に対し契約書に内容を説明し、契約内容を説明してもらい理解した旨の同意書に直筆のサインをもらって、チェックリストと一緒に保管して下さい。年度末の報告の際に生研支援センターに提出して頂きます。</p>   |

| 分類                   | 質問内容   | 回答  |
|----------------------|--|---|
| 農業AI・データ契約ガイドラインについて | <p>AI・データ契約ガイドライン準拠チェックリストで、一番最後に「弁護士等にガイドライン準拠の確認を得た場合は右の枠内にチェック（任意）」となっているが、必ず確認を受けなくてもよいのか。</p> | <p>農業者等からデータの提供を受ける際には、相手の農業者等とデータの提供に係る合意と契約を締結する必要がありますが、その際に契約内容については、弁護士等の確認を得た方が準拠が填補できると思います。ただし、明らかに当事者間で合意及び契約内容が判断できる場合は、その限りでは無いと考えていますので任意としています。</p> <p>農林水産省のガイドラインにもございますように、「代替措置や契約内容に含めない項目の内容について、ガイドラインの内容との差異を農業関係者等へ契約締結時までに説明を行い、必ず同意を得ることで要件化に対応可能とする等、要件化の初年度の令和3年度は柔軟な運用」が認められております。</p> <p>また、弁護士のチェックについても、明らかに必要ないということを当事者間で合意していれば良いため、「任意」とされているところです。</p> <p>万が一、データ流出や不正利用に伴って、営業秘密やノウハウが外部に流出した場合に、「言った言わない」という形で、争いが起きないように、データ利用の必要性等を十分に説明していただき、チェックリスト最後にございます「同意書」に署名を頂くよう、御対応願います。</p> |
|                      | 委託者指定データとは何か。  | <p>国が公共の利益のために特に必要があると認めたもので、例えば広範な流通を目的としたデータ（オープンサイエンスデータ等）が想定されますが、現在生研支援センターとしてしているデータはございません。</p>  |
|                      | 農業AI・データ契約については、誰が農業者等と契約を結ぶのか。  | <p>農業AI・データガイドラインと密接な関係にあるデータマネジメントプランの踏まえ、以下のように想定していますが、各コンソーシアム等に設置していただくデータ管理委員会等の方針に沿って契約してください。</p> <p>① レベル1（自社のみ）で運用することが明らかである場合は、コンソーシアムの他の構成員（研究統括者を含む）が了承の上、各構成員が結ぶ。</p> <p>② レベル2以上のような、コンソ全体としての事項であれば、研究統括者が結ぶ。</p>  |
| データマネジメントに係る基本的な方針   | データマネジメントプランの作成が追加された理由はなにか。   | <p>統合イノベーション戦略2020において、「競争的研究費制度におけるデータマネジメントプラン策定に関する仕組みの導入を推進」が記載されたことによるものです。</p> <p>上記に基づき、研究データの管理・利活用についての方針・計画の策定等を推進するため、事業実施主体である生研支援センターで、研究成果としての研究データの管理・利活用のための方針（データポリシー）を作成して、各研究事業の公募に際して提示するとともに、採択された研究課題でデータの収集等のデータの取扱（該当するデータの収集）がある場合は、研究コンソーシアムにおける計画（データマネジメントプラン）の策定していただきます。</p>  |

| 分類       | 質問内容  | 回答   |
|----------|---|--|
| 研究不正について | 研究費の不正使用防止のための対応で、公募に当たっての要件が強化されているが、どのような内容か。 | <p>公募に当たって、研究統括者は、生研支援センターのウェブサイトに掲載されている「2020年度委託業務事務担当者説明会動画」及び『令和3年度「イノベーション創出強化研究推進事業」事務手続きについて』の「研究活動における不正行為防止のための対応」を必ずご覧ください。</p> <p>また、採択から委託契約までの間に、委託研究に関わる全ての関係者が上記の動画を視聴し、「研究倫理に関する誓約書」を提出いただく等、その実施状況について報告書を提出していただきます。</p> |